

# 只見町地域防災計画

(令和7年3月改訂)

只見町防災会議



# 第 1 編 總 則 編



# 目 次

第1節	計画の目的・位置づけ	1
1	計画の目的・位置づけ	1
2	計画の構成	2
3	計画の推進及び修正	2
4	計画の周知徹底	2
第2節	只見町の概況	3
1	自然的条件	3
2	社会的条件	4
第3節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
1	防災関係機関の実施責任	5
2	防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱	6
第4節	住民等の責務	11
1	住民の責務	11
2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	11

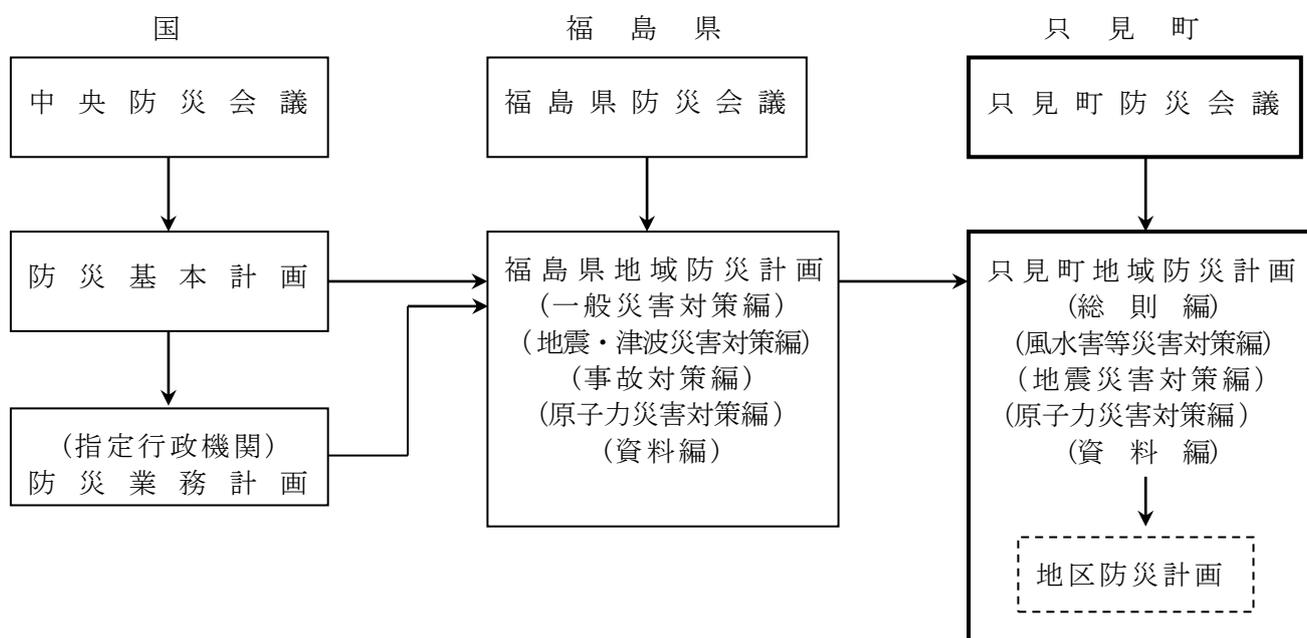


# 第 1 節 計画の目的・位置づけ

## 1 計画の目的・位置づけ

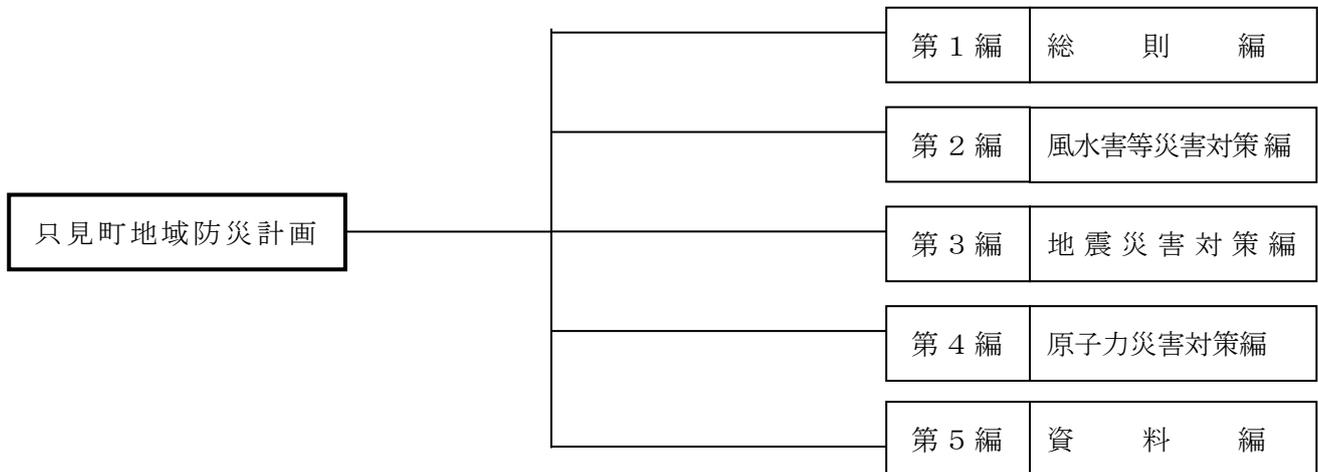
この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 2 2 3号)第 42 条の規定に基づき、只見町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 国、県、町における防災会議と防災計画（災害対策編）の位置づけ



## 2 計画の構成

只見町地域防災計画は、第1編を総則編、第2編を風水害等災害対策編(第5章事故対策)、第3編を地震災害対策編、第4編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する総則、予防対策、応急対策、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



## 3 計画の推進及び修正

只見町地域防災計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、町は計画に基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

## 4 計画の周知徹底

只見町地域防災計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する必要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知を図る。

## 第2節 只見町の概況

### 1 自然的条件

#### (1) 位置

	所在地	東経	北緯	標高
只見町役場	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039	139° 19'	37° 20'	377m

#### (2) 地形・地質

只見町は福島県の西南、南会津郡の西北部に位置し、総面積は 747.56 km<sup>2</sup>を有し、その 77%が森林・原野で占められている峡谷型の山村である。東は昭和村、南会津町、西南は新潟県に接し、南は檜枝岐村、北は金山町及び新潟県に隣接している。

地質は中生代の堆積岩類と花崗岩類が分布しており、先新第三系の基盤となっている。

地目別面積 (単位：ha、%)

	総面積	農用地				宅地	林野			その他
		計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
令和6年	74,756	822	586	236	—	159	56,988	56,283	705	16,787
同上構成比	100	1	1	0	—	0	77	76	1	22

(資料：固定資産税概要調書)

#### (3) 気候

日本海側気候に属し、雨量は比較的多い。1月、2月の平均気温は-1℃前後で寒さも厳しく、積雪量は多い年では2～3mに達し、わが国でも屈指の特別豪雪地帯である。降水量は1991年～2020年の平均で2,445.9mmと多く、時期としては12月～2月の降雪期に多く、次いで7月の梅雨期が多い。

月別平均気温(1991年～2020年) 単位：℃

	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高	2.2	3.0	6.6	13.8	21.3	24.7	28.0	29.5	24.8	18.4	11.8	5.1	15.8
最低	-4.2	-4.6	-2.5	1.3	7.3	13.6	18.4	19.3	15.4	9.0	2.6	-1.6	6.2
平均	-1.2	-1.0	1.6	6.8	13.8	18.5	22.4	23.4	19.2	12.8	6.3	1.3	10.3

(資料：気象庁 只見)

月別降水量（1991年～2020年）

単位：mm

1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年(mm)
302.3	216.3	164.7	114.6	100.4	147.0	321.1	196.3	151.8	176.5	227.4	321.7	2445.9

(資料：気象庁 只見)

月別最深積雪（1991年～2020年）

単位：cm

11月	12	1	2	3	4	5
6	104	187	223	198	128	8

(資料：気象庁 只見)

## 2 社会的条件

### (1) 人口

町の総人口は4,044人（令和2年国勢調査）で5,000人を割り込み、災害救助法適用基準の5,000人未満となった。人口は5年前と比べると9.5%減少している。高齢化率は、年々増加傾向にあり高齢者世帯も少なくない。

就業者にあっては、町外への就業者も多く、昼間人口の減少及び高齢化による防災力の低下は重要な課題でもある。

### (2) 交通

本町をほぼ東西に走る一般国道289号及び北東から西に南下する一般国道252号並びに小林館ノ川線をはじめとする5つの県道を基幹道路としている。町道はもちろん、国道、県道ともに未舗装、未改良区間を残している。特に、発災時において緊急輸送路及び避難路となる路線については、早期の改良を図る必要がある。

鉄道は、JR只見線が一般国道252号と並行するように走っており、重要な観光路線となっている。

### (3) 防災をめぐる社会構造の変化と対応

ア 高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者等いわゆる要配慮者の増加がみられる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面において、配慮する必要がある。各施策の展開に当たっては、要配慮者への配慮に留意するよう努める。

イ ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられる。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める必要がある。

ウ 平成23年7月豪雨により、大きな被害をもたらした水害が発生し、地域防災力の強化や防災意識の高揚の必要性が求められている。そのため、自主防災組織等の育成・強化を推進するとともに、多くの住民参加による定期的な防災訓練、防災思想の徹底等に努める必要がある。

## 第3節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本節は、只見町、福島県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の実施責任と町域に係る防災に関し処理すべき業務を示す。

### 1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

#### (1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

#### (2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 2 防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱

### (1) 町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	只見町防災会議に係る業務に関する事。
2	防災に係る施設、組織の整備と訓練の実施等の災害予防の対策に関する事。
3	防災知識の普及及び教育に関する事
4	防災に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備に関する事。
5	避難対策に関する事。
6	災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
7	災害時における住民への広報に関する事。
8	災害の防御と拡大の防止に関する事。
9	被災者の援助、医療、防疫等の救助保護に関する事。
10	被災した町管理施設の応急対策に関する事。
11	災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
12	災害時における交通輸送の確保に関する事。
13	被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
14	被災施設の復旧に関する事。
15	町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
16	災害対策に係る広域応援協力に関する事。

### (2) 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南会津地方広域市町村 圏 組 合 消 防 本 部	1 火災、災害警戒防御活動に関する事。 2 警戒、警報等の広報及び伝達に関する事。 3 災害時における人命又は財産確保のための応急活動及び救護活動に関する事。 4 危険物の安全及び規制に関する事。 5 自主防災組織の育成に関する事。

## (3) 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福 島 県 南 会 津 地 方 振 興 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方本部室の確保及び設置に関する事。</li> <li>2 県災害対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 本部員会議の運営及び記録に関する事。</li> <li>4 管内町村、消防本部及びその他の防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 管内町村の支援についての調整に関する事。</li> <li>6 緊急消防援助隊との連絡調整に関する事。</li> <li>7 ボランティア情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>8 視察団の視察に関する事。</li> <li>9 その他災害対策の実施に関する事。</li> <li>10 被災情報の収集及び集計に関する事。</li> <li>11 管内町村、消防本部その他の防災関係機関の災害対策の把握に関する事。</li> <li>12 避難の指示等の伝達に関する事。</li> <li>13 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。</li> <li>14 災害発災時以降における、県民等からの問い合わせに対する対応に関する事。</li> <li>15 災害に関する広報及び報道機関の取材対応に関する事。</li> <li>16 情報及び記録の整理及び保存に関する事。</li> <li>17 防災行政無線の管理統制に関する事。</li> </ol>
福 島 県 南 会 津 保 健 福 祉 事 務 所 (南 会 津 保 健 所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療関係機関及び福祉関係施設の被害の調査に関する事。</li> <li>2 医療関係機関及び福祉関係施設の安否情報の収集に関する事。</li> <li>3 医療情報の提供に関する事。</li> <li>4 医療救護班の編成に関する事。</li> <li>5 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。</li> <li>6 医療救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関する事。</li> <li>7 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。</li> <li>8 福祉避難所に関する事。</li> <li>9 被災地における飲料水の供給に関する事。</li> <li>10 被災地における防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関する事。</li> <li>11 被災地における健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。</li> <li>12 動物（ペットに限る。）救護対策に関する事。</li> <li>13 災害時要援護者対策（外国人の支援を除く。）に係る町村との調整に関する事。</li> <li>14 心身障がい者（児）世帯、児童、母子世帯、高齢者（世帯）、医療依存度の高い難病患者等の援護対策に関する事。</li> </ol>
福 島 県 南 会 津 農 林 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料対策に関する事。</li> <li>2 農林業及び山地対策に関する事。</li> <li>3 土地改良事業対策に関する事。</li> </ol>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福 島 県 南 会 津 建 設 事 務 所	1 水防対策に関すること。 2 住宅対策に関すること。 3 交通施設、障害物の除去対策に関すること。 4 その他土木、建築関係対策に関すること。
福 島 県 南 会 津 警 察 署	1 情報収集、伝達及び広報に関すること。 2 人命救助及び避難誘導に関すること。 3 死者及び行方不明者の調査、捜索並びに死体の検視に関すること。 4 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 5 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農 林 水 産 省 東 北 農 政 局 福 島 地 域 セ ン タ ー	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
林野庁関東森林管理署 会 津 森 林 管 理 署	1 山火事防止対策に関すること。 2 森林治水・治山による災害防除に関すること。 3 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること。 4 その他山林一般に関すること。 5 災害時における災害復旧用材の備蓄に関すること。
気 象 庁 仙 台 管 区 気 象 台 ( 福 島 地 方 気 象 台 )	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
国 土 交 通 省 北 陸 地 方 整 備 局 阿 賀 川 河 川 事 務 所	1 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 2 水防活動の支援 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 6 師 団	1 災害発生時における人命及び財産確保のための救援活動に関するすること。 2 災害時における応急復旧活動に関するすること。 3 災害時における緊急医療活動に関するすること。

(6) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 あ い づ 統 括 セ ン タ ー ( 只 見 駅 )	1 駅施設等の整備及び鉄道輸送に関すること 2 災害時における応急輸送に関すること 3 被災鉄道施設の復旧に関すること
東 日 本 電 信 電 話 株 福 島 支 店	1 電気通信施設の保全確保及び応急復旧に関すること。 2 災害時における非常通信の取扱いに関すること。
東 北 電 力 ネットワーク 株 田 島 電 力 セ ン タ ー	1 電力供給施設の防災対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被害施設の調査及び復旧
電 源 開 発 株 田 子 倉 電 力 所	1 河川法及び河川法施行令に規定された通知通報を関係機関に速やかに行うこと。 2 ダム下流の洪水警報に関すること。 3 ダムの維持補修その他管理に関すること。 4 ダムの災害応急工事に関すること。 5 ダムの震災時における施設の点検

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日 本 放 送 協 会 (福島放送局)	1 気象・災害情報等の放送 2 県民に対する防災知識の普及
日 本 赤 十 字 社 福 島 県 支 部	1 災害時における医療助産の実施に関する事。こと。 2 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の 連絡調整の実施に関する事。こと。 3 義援金品の募集及び配分に関する事。こと。
日 本 郵 便 (株) (只見郵便局)	1 災害時における郵便局業務の確保に関する事。こと。 2 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱い及び援護対策 に関する事。こと。

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
民 間 放 送 各 社	1 気象警報等の放送に関する事。こと。 2 災害時における広報活動に関する事。こと。

(8) その他公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
会津よつば農業協同組合	1 農作物等の被害調査並びに営農指導に関する事。こと。 2 災害に伴う営農資金の貸付け並びにあっせんに関する事。こと。
只見町森林組合	1 災害時における応急復旧資材のあっせんに関する事。こと。 2 事業資金等災害資金の確保及び指導に関する事。こと。
只見町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。こと。 2 ボランティアの受入れ等に関する事。こと
(株)東邦銀行只見支店	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。こと。
只見町商工会	1 災害時における商店の被害調査に関する事。こと。 2 被災者の生活を確保するための物資のあっせんに関する事。こと。 3 中小企業者等の災害復興資金の確保援助に関する事。こと。
只見町建設業協会	1 災害時における応急工事等に関する事。こと 2 応急復旧工事への協力に関する事。こと。
南会津地方 環境衛生組合	1 ごみの収集運搬及び処分に関する事。こと。 2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処分に関する事。こと。 3 その他環境衛生業務に関する事。こと。

---

## 第4節 住民等の責務

---

### 1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災意識の向上等、防災の備えに寄与するように努める。

### 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力する。